平成２２年（フ）第３０９号
茨城県古河市諸川1778番地９、前住所茨城県古河市諸川1396番地４
債務者　大庭　秀樹
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３１１号
茨城県下妻市石の宮24番地18　富士ハイツ石の宮Ａ号、前住所茨城県下妻市別府831番地
債務者　斉藤安紀子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３１６号
茨城県古河市幸町16番19号
債務者　増保　光一
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１３２４号
千葉県船橋市前原西５丁目３番９号
債務者　大野　　力
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３２９号
千葉市若葉区若松町540番地３
債務者　石橋　良一
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５４１号
金沢市長田２丁目２番７号
債務者　安江登美枝
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２８０号
長野県飯山市大字常盤3589番地
債務者　田中りつ子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
長野県千曲市大字鋳物師屋386番地１　プラシードカーサ205、前住所長野県千曲市大字鋳物師屋464番地１　フラワーヒルズM203号
債務者　石黒　里江
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前９時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２７０号
長野県松本市大字大村336番地１　ドミール松本110号
債務者　上條　秀男
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３０３号
長野県松本市野溝東１丁目４番44号　レジデンス古畑102
債務者　百瀬　正幸
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３０５号
長野県北安曇郡小谷村大字中土6569番地イ
債務者　水上　安治
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３１５号
長野県安曇野市穂高548番地３
債務者　小阪　　修
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第８９号
長野県駒ヶ根市赤穂14番地706　県営馬見塚団地45号
債務者　中村まさ子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第９０号
長野県駒ヶ根市赤穂10480番地20
債務者　井口さふゑ
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第９１号
長野県上伊那郡宮田村5779番地８
債務者　割田　克利
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第６６０号
岐阜市薮田南４丁目６番25号　サンシティ井上１―102号室
債務者　鵜飼　　渉
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６６３号
岐阜県美濃市876番地２
債務者　山口　　愛
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
岐阜地方裁判所